

【1991年2月5日】児童手当制度の改正について（答申）

社会保障制度審議会

平成3年2月5日

厚生大臣 下条進一郎殿

社会保障制度審議会

会長 隅谷三喜男

児童手当制度の改正について（答申）

平成3年1月29日厚生省発児第6号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今日の社会保障制度が世代間扶養の仕組みを重視するとき、児童の養育への社会的支援は、二十一世紀への展望にとって、欠くことのできないものとする。ことに最近の出生率の低下を念頭におくとき、子どもの健全育成には、老人福祉とともに、深い関心を払うべきであり、本審議会は、政府に平成2年12月19日「新しい時代を担う子どもたちのために」と題する申し入れを行い、これからの対応策とその展開を要望しているところである。

今回の改正が支給対象を第一子以降にまで拡大したことは懸案の解決であり、当面の児童の健全な育成のための施策の一環としては理解できるが、他方で支給期間を三歳未満までに限定したことなどには問題が残る。また、支給金額については考慮を要するが、税の扶養控除などとの関連を無視することはできまい。したがって、今回改正の効果を見据えつつ、今後とも児童手当制度の在り方について検討を行うよう要望する。

なお、特例給付を当分の間継続することは妥当な扱いといえよう。